

制限付一般競争入札(事後審査方式)の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱(以下「要綱」という。)に基づき、制限付一般競争入札を実施する。

よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市上下水道局契約事務規程第5条第1項及び要綱第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

本案件は、電子入札対象案件(事後審査方式)とする。
入札参加資格審査申請書は開札後、落札候補者のみ提出するものとする。

1 入札に付する事項

1 件名	平成29年度県道那覇糸満線配水幹線布設替工事(その2)
2 業種	水道施設工事業
3 工事場所	那覇市銘苅、古島地内
4 工期	契約の日から平成30年9月28日まで
5 ① 目的	配水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図る。
② 概要	DIP(GX形)φ200-12.3m・φ300-318.6m,仕切弁4基,消火栓1基,磁気探査一式
6 予定価格	¥67,650,000(消費税を含まない)
7 最低制限価格	設定する。(予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表する。) ※詳しくは、那覇市上下水道局ホームページ⇒事業者の方へ⇒契約約款等⇒「那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱」を参照。

2 入札参加資格共通要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者。
2	公告日から落札決定予定日までの間に、那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第11条第1項に規定する指名停止の措置及び那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者。
3	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市上下水道局に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
4	経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める者に該当しない者。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)
5	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者。(下請業者も同様とする。) 那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自分(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。 ※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。 ※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」を上下水道局総務課へ提出しなければならない。
6	開札日を基準とし過去1年間に、那覇市上下水道局工事成績評定要領第8条に規定する工事成績評定通知書で、水道施設工事業の評定点が60点未満でない者。 ※工事成績評定を受けていない者は、当該要件を満たしているものとする。
7	落札決定予定日において有効な建設業の許可を受けている者。
8	開札日において有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者。

3 入札参加資格個別要件

1 登録名簿	那覇市上下水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱第2条第1項第1号に規定する水道施設工事業者格付名簿に登録のある者。
2 業種・格付	[那覇市上下水道局 平成29・30年度の水道施設工事業者格付名簿] 業種;水道施設工事業 格付;A等級
3 営業所	那覇市内に本店を有する者。
4 配置技術者	主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者とし、開札日において配置できること。 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木に限る)

※現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。
 ※主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。
 ※下請契約金額の合計額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること。
 ※現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。
 ※現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。「恒常的な雇用関係」とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
※営業所の専任技術者は主任技術者・監理技術者にはなれない。

5 その他	・電子入札登録業者に限る。
-------	---------------

4 落札制限

①	開札日前30日以内に、那覇市上下水道局総務課又は那覇市法制契約課(平成27年度までは、契約検査課)発注(以下「那覇市発注」という。)の工事を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
②	複数の工事案件で落札候補者等(落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のものをいう。)になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)
③	那覇市発注の同業種手持ち工事がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事(土木工事及び建築工事を除く。)の初年度以外の工事については、この限りでない。
④	同一現場の工事での落札は1件のみとする。[本案件と同一現場の那覇市発注の手持ち工事(1件の工事で4箇所以上の隣接しない現場を有するものを除く。)]がある場合は、本案件を落札することはできない。]
	注) 上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち工事(落札案件)には含まない。 ア 随意契約の方法により契約を締結したもの イ 予定価格が200万円未満の工事 ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている工事
⑤	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
⑥	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

5 発注図書

閲覧期間	平成30年3月22日(木)10:00 ~ 平成30年3月28日(水)17:00 ※上記閲覧期間内に閲覧してください。						
閲覧場所	【入札情報公開システム】上の「発注情報の検索」に公開する。 http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keivaku/denshinyusatu.html						
閲覧方法	①パスワードの入手及び発注図書をダウンロード(発注図書ダウンロードの手引きを参照。) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">【電子入札システム】上で、調達案件概要の[条件2]欄にパスワードを掲載してあります。 ※【局ホームページ】上の、パスワードの取得(電子入札参加者)参照。(発注図書ダウンロードの手引きに収納)</td> </tr> </table> ②以下の発注図書をダウンロード(発注図書ダウンロードの手引きを参照。) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・公告文(PDFファイル)</td> <td>・工事費等内訳書(局指定様式)(Excelファイル)</td> </tr> <tr> <td>・設計図書等(PDFファイル) 01位置図 02特記仕様書 03設計図面 04数量総括表 05環境配慮仕様書 06建設工事等内容質問書 07リサイクル関連書類</td> <td>・落札候補者用図書(Excelファイル) 入札参加資格審査申請書 配置予定技術者届 実務経験証明書 略歴書 手持ち工事の状況届</td> </tr> </table> ※パソコンの不具合等により設計図書等がダウンロードできない場合、又はICカードの有効期限切れ等により電子入札システムでパスワードの確認ができない場合には、上記閲覧期間内に連絡すること。(末尾、問い合わせ先参照)	【電子入札システム】上で、調達案件概要の[条件2]欄にパスワードを掲載してあります。 ※【局ホームページ】上の、 パスワードの取得(電子入札参加者) 参照。(発注図書ダウンロードの手引きに収納)		・公告文(PDFファイル)	・工事費等内訳書(局指定様式)(Excelファイル)	・設計図書等(PDFファイル) 01位置図 02特記仕様書 03設計図面 04数量総括表 05環境配慮仕様書 06建設工事等内容質問書 07リサイクル関連書類	・落札候補者用図書(Excelファイル) 入札参加資格審査申請書 配置予定技術者届 実務経験証明書 略歴書 手持ち工事の状況届
【電子入札システム】上で、調達案件概要の[条件2]欄にパスワードを掲載してあります。 ※【局ホームページ】上の、 パスワードの取得(電子入札参加者) 参照。(発注図書ダウンロードの手引きに収納)							
・公告文(PDFファイル)	・工事費等内訳書(局指定様式)(Excelファイル)						
・設計図書等(PDFファイル) 01位置図 02特記仕様書 03設計図面 04数量総括表 05環境配慮仕様書 06建設工事等内容質問書 07リサイクル関連書類	・落札候補者用図書(Excelファイル) 入札参加資格審査申請書 配置予定技術者届 実務経験証明書 略歴書 手持ち工事の状況届						
質問期間	平成30年3月27日(火)10:00 ~ 平成30年4月4日(水)17:00						
質問方法	建設工事等内容質問書(設計図書等に収納)を下記へファックスすること。 ※質問がなければ不要。 ●Fax先: 水道工務課 ファックス番号;098-941-7827						
回答	平成30年4月10日(火)17時15分までに回答書を【入札情報公開システム】に掲載する。						

6 入札

期間	入札期間（土日、祝日を除く） 平成30年4月12日（木）09:00～平成30年4月13日（金）14:00 ※上記期間内に電子入札システムにより入札。
方法	【電子入札システム】上で入札書に金額を入力、 工事費等内訳書(局指定様式) はファイルとして添付する。
内訳	・入札書（【電子入札システム】上で入力） ・工事費等内訳書（局指定様式）
注意事項	開札日までに有効期限が切れるICカードを使用した入札は無効となる場合がある。 失効したICカード（実際の代表者、商号が異なるもの）で行った入札は無効となる。 ※すでに電子入札の利用者登録をした業者で、代表者変更等又はICカードの期限切れによる変更が入札日に間に合わない場合、又は電子機器の故障等によりやむを得ない場合についてのみ、紙入札参加を認める場合がありますが、その他の事例については、紙入札参加は認められません。 ※紙入札による参加を希望する場合は、 <u>上記入札期間締切日の14時まで</u> に那覇市上下水道局総務課契約検査室へ電話連絡の上、 <u>同日17時まで</u> に（土日、祝日を除く）、「パスワード交付願兼紙入札参加承認願」を提出し、承認を得ること。

7 入札書の不受理・無効

<p>那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得（以下「心得」という。）第13条の規定に該当する場合は不受理とする。また、第14条の規定各号のいずれかに該当する場合は無効とする。 ※【局ホームページ】に掲載しています。ご参照ください。 ※局指定様式以外の工事費等内訳書を添付した入札は無効となる。</p>

8 開札

日時	平成30年4月16日（月）14:15
場所	那覇市上下水道局庁舎 A棟 3階 総務課
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

9 入札参加資格審査書類

開札後、落札候補者となった者は、以下の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。また、この審査による不適格者との契約は行わない。

落札候補者への通知	【電子入札システム】で落札候補者決定通知書を送信する。
提出期限	落札候補者決定通知書で指定された期日。
提出方法	【電子入札システム】でファイルを添付又は那覇市上下水道局総務課契約検査室へ紙で提出。 ※ 電子入札システムで提出が可能なファイル数は10個、合計2Mまで。それ以上になる場合には、紙で提出すること。
局様式	入札参加資格審査申請書 配置予定技術者届 実務経歴証明書 略歴書 手持工事の状況届
その他	建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し 経営規模等評価結果通知書（いわゆる経審）の写し 専任技術者証明書等の写し

10 落札者の決定

落札決定予定日	平成30年4月19日（木）頃
落札決定の方法	入札参加資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 「心得」第8条から第12条を参照すること。
落札結果	【入札情報公開システム】に掲載する。

11 入札保証金、契約保証金、支払条件

1 入札保証金	免除する。
2 契約保証金	契約金額の100分の10以上。
3 前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用（契約金額1千万以上かつ工期120日以上の工事）の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
4 部分払	適用する。（那覇市上下水道局契約事務規程第59条の規定回数。）

12 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

13 その他

提出された関係書類は返却しない。

局駐車場を利用する際は、駐車場入口で発券機からチケットを受け取り、用務先でチケットを提示すること。なお、雨天等の場合は、混みあうことがございますので、御了承願います。

台風等により路線バスの運行が停止し、開札日時の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期することがある。延期後の日時は追って那覇市上下水道局ホームページ上に掲載する。

14 問い合わせ先

1 この公告・入札・開札・契約に関すること

那覇市上下水道局 総務課 担当;久手堅
電話番号;098-941-7809

2 資格要件に示す資格関係及び設計図書の内容に関すること

那覇市上下水道局 水道工務課 担当;仲田 京裕
電話番号;098-941-7807 ファックス番号;098-941-7827

3 電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること

電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口)

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html>

で公開されている

[一般競争マニュアル](#)、[入札情報公開システム操作マニュアル](#)やよくある質問と回答を参照し、なお不明な点があれば下記の電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。

【電子入札統合ヘルプデスク】

電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30)

E-mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-svsystems.com